

第2回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 12人
会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博
4番 上野 悟 5番 安井 弘之 7番 得納 逸二
8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光
11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子
14番 島津 健治
農地利用最適化推進委員 なし
4. 欠席委員 3番 折元 文則 6番 夏見 弘則
5. 議事録署名委員の指名 4番 上野 悟 5番 安井 弘之
6. 議事日程
 - 第1 付議事項
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について(8件35筆)
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(13件21筆)
議案第9号 非農地証明申請について(2件2筆)
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)
 - 第2 協議事項
(1) 令和4年度 世羅町農業委員会事業計画(案)について
(2) 令和4年度 農作業標準料金(案)について
(3) 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第3 報告事項
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
(4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について
(5) 農業相談について
 - 第4 連絡事項
(1) 今後の日程
7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時28分

事務局 はい、定刻より早いですがみなさんお揃いですので、ただいまから総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは議長の了解を得てください。では会長、挨拶をお願いいたします。

会長 はい。みなさん、こんにちは。コロナも終わるかと思っておりましたが、町内でも発生しております。また、ロシアがウクライナへ進軍したり、原油の価格が、1バーレル当たり100ドルを超えるという話もあり様々心配です。さて、今日は「農業委員会の役割と課題」という高木賢さんと加藤一郎さんの対談の資料(2020年9月)を持って来ました。農業委員会の役割と課題というのが目に入ったものですから。我々農業委員、最適化推進委員を含めた農業委員会と言うものは今後どうあるべきかを語られています。法定化と言う字が沢山出てきますね。法律でだんだんと厳しくなっている事を感じた次第でございます。それから、農業新聞「試される農業委員会の力量」人・農地プランの法定化でということですが、今の時期に合っていると思いましたので併せてご一読いただければと思います。

それでは第2回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席委員さんは12人です。欠席の報告が3番折元委員さん、6番夏見委員さん、9番鈴木委員さんが少し遅れるということで連絡がありましたので報告します。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立といたします。本日の総会の議事録署名者は、4番上野悟委員さん、5番安井弘之委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集173ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下5件18筆について議案集により報告。)説明については以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、現地調査委員さんからの説明を農業委員会事務局から行い、事務局の説明及び報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

(付議事項)

(議案第6号)

議長 それでは、第3条許可の関係から議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別
■■■■■	田 1 筆 525 m ²	農地改良（農地の法面崩壊を防ぐため、ブロックを置いて整備する。）（一時転用）（始末書提出）	松尾	現況 田 第2種農地 農用地区域外
(現地確認) 2月22日、9:50 から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第7号)

議長 それでは、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」(8件35筆)を議題といたします。

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集9ページをご覧ください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受)	現地調査委員	現地目	地積
■■■■■	■■■■■	(渡)農業後継者がいないため。 (受)居住地から近いため。	是竹・畑田・湯川	田2筆 畑1筆	3,241 m ²
			(現地確認) 2月19日9時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
■■■■■	■■■■■	(渡)遠距離で管理が困難なため。 (受)居住地から近く規模拡大を考えているため。	稲田・相良・下原	畑2筆	434 m ²
			(現地確認) 2月16日9:00から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
■■■■■	■■■■■	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し、管理する。 ※P4.1 総合下照面(別段の面積設定)	松尾	畑1筆	213 m ²
			(現地確認) 2月22日10:30から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
■■■■■	■■■■■	(渡)高齢で耕作が困難で	松尾	畑1筆	525 m ²

	(持分 1/2)	あり共有者(子)へ持ち分を譲渡する。 (受)生前贈与で母から贈与を受ける。	(現地確認) 2月22日 10:00 から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)農業後継者がいないため。 (受)法人の構成員であり所有権を得て安定した管理を行いたい。	正迫・亀田	田 3 筆	2,043 m ²
		(渡)高齢で耕作が困難で農業後継者もいないため。 (受)新規就農を考えており、空き家バンクで購入した居住地に付帯しているため。	(現地確認) 2月16日 11:30 から2名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)高齢で耕作が困難で農業後継者もいないため。 (受)新規就農を考えており、空き家バンクで購入した居住地に付帯しているため。	神尾・綿谷・中村	田 9 筆 畑 1 筆	8,111 m ²
		(渡)高齢で遠方でもあり農業後継者もいないため。 (受)居住地から近く、分田であるため。	(現地確認) 2月15日 8:30 から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)相続したが町外に在住し、労力不足により耕作困難なため、一括売却したい。 (受)経営規模を拡大し水稻を耕作するため購入したい。	溝上・若山・下野	田 1 筆	171 m ²
		(渡)相続したが町外に在住し、労力不足により耕作困難なため、一括売却したい。 (受)経営規模を拡大し水稻を耕作するため購入したい。	(現地確認) 2月16日 17:30 から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)相続したが町外に在住し、労力不足により耕作困難なため、一括売却したい。 (受)経営規模を拡大し水稻を耕作するため購入したい。	溝上・若山・下野	田 11 筆 畑 3 筆	12,874 m ²
		(渡)相続したが町外に在住し、労力不足により耕作困難なため、一括売却したい。 (受)経営規模を拡大し水稻を耕作するため購入したい。	(現地確認) 2月16日 17:40 から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。(事前に溝上推進委員と双方の当事者、地元の方、地域の法人と農作業や鳥獣防護の適正な管理が必要なことを協議された。)		

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第8号)

議長 続きまして議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」(13件21筆)を議題とします。



















議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集57ページをご覧ください。議案第8号「農地法第5条の規

定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第8号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	業務用車両駐車場 ●広島県農業会議「意見聴取案件」	黒木啓・勝見・藤高	田2筆 1,843㎡ (併用地含む 3,452㎡) 第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	業務用車両駐車場 ●広島県農業会議「意見聴取案件」 (現地確認) 2月19日9:00から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	黒木啓・勝見・藤高	田1筆 1,609㎡ (併用地含む 3,452㎡) 第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	残土処分地の沈砂池	原田・黒木清・榎奥	田1筆 197㎡ (併用地含む 1,092㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	残土処分地の沈砂池 (現地確認) 2月19日9:00から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	原田・黒木清・榎奥	田1筆 877㎡ (併用地含む 1,092㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	太陽光発電設備 (現地確認) 2月19日9:20から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	湯川・茶谷・是竹	田3筆 1,039㎡ 第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	太陽光発電設備 (現地確認) 2月19日10:20から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	堀田・是竹・茶谷	田2筆 1,165㎡ 第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	太陽光発電設備 (現地確認) 2月19日10:20から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。	堀田・是竹・茶谷	田1筆 1,605㎡ 第2種農地 農用地区域外

  (所有権移転)	  (1/2) (1/2)	宅地 (始末書提出)	松尾	田1筆 461㎡ 第2種農地 農用地区域除外済
		(現地確認) 2月19日 10:10 から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
  (所有権移転)		太陽光発電設備 ◆広島県農業会議「意見聴取案件」	松尾	田3筆 3,146㎡ (併用地含む 4,993㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
  (所有権移転)		太陽光発電設備 ◆広島県農業会議「意見聴取案件」	松尾	田1筆 1,818㎡ (併用地含む 4,993㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
		(現地確認) 2月22日 10:40 から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
  (所有権移転)		太陽光発電設備 ◆広島県農業会議「意見聴取案件」	松尾	田1筆 2,490㎡ (併用地含む 5,036㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
  (所有権移転)		太陽光発電設備 ◆広島県農業会議「意見聴取案件」	松尾	田3筆 2,546㎡ (併用地含む 5,036㎡) 第2種農地 農用地区域除外済
		(現地確認) 2月22日 10:40 から松尾委員と作田農業委員2名で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
 (所有権移転)		太陽光発電設備	若山・溝上・下野	田1筆 1,784㎡ 第2種農地 農用地区域除外済
		(現地確認) 2月16日 17:00 から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。 (排水について気づきがあったが譲受人へ確認し解決済。)		

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

2番

13件目の現地調査委員の気づきというのは。

事務局

はい、若山委員さんからありましたのは、排水路が小さく排水に問題があるということで事業者さんと話をして排水路を新設するということでしたが、防草シートが浸水するタイプで排水の量は変わらないということでした。また、そういった際に何かあれば、直ぐ対応されると話をされたということで、現地は問題な

いという回答をいただいております。

議長 ありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また1件目、2件目、9件目、10件目、11件目、12件目については広島県農業会議へ意見聴取を行います。ありがとうございました。

(議案第9号)

議長 続きまして、議案第9号「非農地証明申請について」(2件2筆)を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集159ページをご覧ください。議案第9号「非農地証明申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)
(議案第9号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■	畑1筆346㎡ (現況 雑種地) (始末書提出)	H4年頃	地目変更	西・榎橋・若山
			(現地確認) 2月15日9:00から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
■■■■	■■■■	畑1筆123㎡ (現況 雑種地) (始末書提出)	H元年頃	地目変更	藩上・若山・下野
			(現地確認) 2月16日17:30から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。 (非農地証明が今回承認されれば、それを持って農振除外の手続きをする。)		

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第10号・第11号)

議長 続きまして。議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第10号「農用地利用集積計画の作成について」説明させていただきます。2ページをお開きください。農用地利用集積計画の集積内容について、読み上げさせていただきます。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)

甲山地区 20筆 32,686㎡ 世羅地区 79筆 124,759㎡
世羅西地区 16筆 22,905㎡ 合計 115筆 180,350㎡

(田 109筆 178,029㎡ 畑 5筆 1,856㎡ その他 1筆 465㎡)

次に議案11号について、3ページをお開きください。農地中間管理機構を通して借り受けされるものです。(農)せら富士屋さんが18筆 19,903㎡、(農)ふるさと重永さんが3筆 10,707㎡、(農)ほりこしさんが10筆 15,813㎡、正迫昌史さんが6筆 11,193㎡を借り受けされる配分が出ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、8番委員さんどうぞ。

8番 はい、すみません。合計の欄は116筆ではなく、115筆でよろしいでしょうか。

事務局 失礼しました。合計が間違いですので、115筆に訂正をお願いします。

8番 内訳は。

事務局 田が109筆になります。面積はそのまま、筆数だけ訂正をお願いします。

議長 はい、他にはございませんか。

議長 よろしいですか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議いただきましたのでここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代・作田副会長が進行)

13時50分

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)令和4年度世羅町農業委員会事業計画(案)について事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案集の166ページをご覧ください。協議事項(1)令和4年度世羅町農業委員会事業計画(案)でございます。別紙資料協議事項(1)関連のカレンダーと合わせて見て頂ければと思います。基本的には、昨年度の計画を基に日付を修正しております。農業相談は4月に2回、5月以降3月までは月1回・第一水曜日、役員会は毎月10日頃、総会は毎月25日頃です。農業

相談の担当委員さんの所で、今年度から新たに委員になられた日南田委員さんを入れさせていただいています。主な内容は以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
- 議長 ございませんか。
- 議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
- 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。
- 議長 続いて協議事項(2)令和4年度農作業標準料金(案)について事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい。議案集の167ページをご覧ください。協議事項(2)令和4年度農作業標準料金(案)でございます。主な変更点は、今年度、農業者さんから、ドローンによる農薬散布、粒剤・液剤の要望がありましたので、役員会等で協議をしていただきまして、10aあたり2,300円から2,800円を追加しております。その他につきましては昨年度と変更の箇所はございません。以上です。
- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、13番どうぞ。
- 13番 すみません。刈取り脱穀収穫作業は、袋に詰めるまでですか。コンバインで刈るだけですよね。その後の作業はないんですか。
- 議長 糶摺りの話しですか。
- 13番 脱穀はコンバインのとこだと思うんです。乾燥、トウスと言うのがありますよね。一袋いくらかと言う感じになるんですかね。
- 1番 JAさんに出る場合には、それこそ帰ってこないと分からないですよ。なぜかと言うと、水分率によってもかなり差が出ますのでそういったことでここでは出していないです。
- 13番 分かりました。
- 議長 その他何かありますか。
- 議長 はい、どうぞ。
- 事務局 すみません。先ほどの令和4年度農作業標準料金(案)につきましては、今回、これで問題ないと言う事でございましたら、例年どおり4月の町広報誌へ掲載します。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。
- 議長 その他ありませんか。
- 議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
- 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、案が成立しました。
- 議長 続いて協議事項(3)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集168ページをご覧ください。協議事項(3)「下限面積(別段の面積)の設定について」案でございます。こちらにつきましては、町、企画課で登録している空き家バンクに付随した農地を取得するため特段の面積の

設定を行うものでございます。今回上げさせていただくのは、下限面積（別段の面積）1aは、[REDACTED]と[REDACTED]、[REDACTED]の2筆合計3筆でございます。以上です。

議長 事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。
 議長 ございませんか。
 議長 それでは原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
 議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

（報告事項）

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集174ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。（以下議案集により朗読説明）

（報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容）

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED] 他8筆	田7筆 畑2筆 計 9,114㎡	R3年10月24日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 4,401㎡	H28年12月7日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] 他9筆	田7筆 畑3筆 計 12,134㎡	H27年5月30日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] 他13筆	田11筆 畑3筆 計 12,874㎡	R4年1月5日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。
 議長 それでは、報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集176ページをご覧ください。報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。こちらは農地法施行規則第29条第1項、農地の転用の例外に該当するものです。農地法第4条の例外で、第5条は対象にはなりません。（以下議案集により朗読説明）

（報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」の内容）

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 169㎡ (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農用地区域 用途区分変更済
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 54㎡ (現況 雑種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	該当なし

■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 26 m ² (現況 ため池)	ため池 (始末書提出)	農用地区域 用途区分変更済
-------	-------	-------------------------------------	----------------	------------------

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集189ページをご覧ください。報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」です。(以下議案集により朗読説明)
報告事項(4)農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 2 筆 1,449 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 許可後1年以内 (R3.8.26)	新型コロナウイルスの 影響により資材の輸入 遅延に伴う在庫の確保 に時間を要し、許可条 件 3 の期間内に着工で きなかったため	R4.4.30
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 3 筆 1,516 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 許可後1年以内 (R3.8.26)	新型コロナウイルスの 影響により資材の輸入 遅延に伴う在庫の確保 に時間を要し、許可条 件 3 の期間内に着工で きなかったため。	R4.5.31

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集190ページをご覧ください。令和4年2月2日(水)東自治センターで農業相談を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とさせていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集191ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
3月2日	農業相談	黒川自治センター	島津委員 宮丸委員	コロナウイルス感染症 対策のため中止
3月8日	農業委員会・事務局長会議	web又は広島市	会長・事務局長	

3月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
3月25日	第3回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他で、事務局から何かございますか。

事務局 はい、農地最適化推進委員の募集でございますが、先月総会で連絡しましたとおり、公募させていただいております。中間報告の段階では申し込みはございませんでしたが、今日までの申し込みという事で、現在1名の方の申し込みがございました。今日を持ちまして締め切りしますので、また来週に町のホームページ等で、お名前等の公表をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 委員さんの方から何かありますか。

議長 はい、どうぞ5番委員。

5番 あ、今回も出ている一時転用されている所は、どうやって発見されていますか。

議長 私の場合は目配りですね。キョロキョロしながら、おかしいなと思ったらまず事務局へ届出があるかどうか確認します。出てないということであれば、当事者に行って、「ちょっと。勝手につついたらいけんよ。」と柔らかく言いますね。今回の4条がそうですね。

5番 それを指摘するのは農業委員の役目なんですか。

議長 まあ、今うちの地区は、推進委員さんが欠員しているので、農業委員としての立場もあるし、そういう指摘は農業委員がするんか、最適化推進委員がするんかというのは一般の方にはよくわからないと思うので。「あれは勝手にやってるが、農業委員は何をしとるんか。」言われても困るので、私は見つけたら指摘をさせてもらっとります。

5番 そうですか。

昔からあるもので転用していたものとかありますか。

議長 はい、事務局さんどうぞ。

事務局 はい、今年度、農地パトロールをしていただいた中で、指摘があるものにつきましては、その所有者の方へ話をさせていただきたいと思っています。今後の展開ですが、タブレットを用いた現地確認ということになりますと、もう図面ではなく、その場でここが台帳にある農地で、農地の上に何が建っていることが非常に分かり易い状態になります。この2・3年に一気に、地図、区画だけではなく、昔に比べて、より発見しやすくなります。今までは何か建っていたら、もうすでに転用許可されていると思われる部分が多かったのではないかと思います。今度、パトロールの際にはそれが比較できるようなもので現地確認をしていただきたいと思いますと考えております。事務局でも、例えば申請等があった農地地図の機能を持ったタブレットを持って現地確認する中で、近くどうしてもそういった部分があれば、今回申請していただくものに関して、そのまま許可する事はむずかしい話で転用されているため手続きをされるよう

お伝えし、実際手続きをしていただいているということもでございます。以上です。

5 番
議長
議長

はい、わかりました。

その他ありますか。

ありがとうございました。これを持ちまして第 2 回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは新型コロナウイルス感染症防止対策のため、役員及び事務局で行いますので宜しく申し上げます。はい、ありがとうございました。

(閉会)

(14時32分)